

第 34 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 5 月 7 日（金）18：30～18：45
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部部長、島上雇用経済部部長、小見山観光局長、水野県土整備部部長、真弓県土整備部理事、田中デジタル社会推進局長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、島田警察本部警備第二課長、杉野四日市港管理組合経営企画総務課長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより第 34 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を始める。
- ・今回の会議は、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 の規定に基づき、本県がまん延防止等重点措置区域の指定を受けたことから、重点措置を講じる区域や、措置内容について決定するため、開催する。

事項 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1、新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・スライド 2、新規感染者数について、3 月下旬以降、増加傾向にある。本日時点では 54 人の陽性者が確認されている。
- ・スライド 3、モニタリング指標について、直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 15.8 人で、国が示す政府指標のステージⅢの指標である 15 人を超える状況である。
- ・スライド 10、PCR 検査件数・陽性率について、直近週の検査 6,076 件のうち、

346 件が陽性と確認されている。陽性率は 5.6%で、累計の 3.7%を超える状況である。

- スライド 11、変異株陽性者発生状況について、3月下旬以降、急増している。4月26日から5月2日までの公表分の変異株陽性率は86%になっている。
- スライド 13、入院等の状況について、5月7日現在で病床占有率が59.2%で、国が示す政府指標のステージⅣの指標を超える状況となっており、依然高い水準にある。うち、重症者用病床占有率は、過去最高であった4月23日と並ぶ32.1%となっている。こちらも国が示す政府指標のステージⅢの指標を超える状況で依然厳しい状況にある。
- スライド 14、県モニタリング指標及び政府指標の状況について、特に病床占有率が逼迫した状況となっている。

(日沖危機管理統括監)

- この説明にいて、質問等はあるか。
(質疑なし)

事項 2 「三重県まん延防止等重点措置」について

(日沖危機管理統括監)

- 事項 2、三重県まん延防止等重点措置について、総合対策部から説明をお願いする。

(小西危機管理特命監) 資料 2 に沿って説明

- 病床占有率は50%を大きく超えており、重症用病床占有率も20%を超える危機的な状況が続く中、本日5月7日、政府によりまん延防止等重点措置の本県への適用が決定されたことから、三重県まん延防止等重点措置として取りまとめた。
- 措置実施期間は令和3年5月9日から5月31日までである。
- 実施区域は三重県全域で、特に重点措置を講じる区域は、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市の12市町である。
- 重点措置区域内の県民の皆様は、20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けていただきたい。これは、特措法第31条の6第2項による協力要請である。
- 重点措置区域以外の県民の皆様も、20時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けていただきたい。これは、特措法24条第9項による協力要請である。

- ・また、特措法 24 条第 9 項に基づき、すべての県民の皆様へ、生活の維持に必要な場合を除いて、日中も含め、外出や移動を避けていただくようお願いする。
- ・重点措置区域の事業者の皆様には、以下のことを要請する。
- ・特措法 31 条の 6 第 1 項に基づき、飲食店の営業時間を 20 時までとしていただき、飲食店においては、酒類の提供を行わないように要請する。また、飲食店においては、カラオケの設備の利用を行わないよう要請する。
- ・特措法 24 条第 9 項に基づき、劇場、ホテル又は旅館、建築物の床面積が 1,000 m²を超える施設等については、営業時間を 20 時までとするよう要請する。協力を依頼する施設の詳細については、5 ページの別紙 1 を参照していただきたい。
- ・続いて、重点措置区域以外の事業者の皆様には、以下のことを要請する。
- ・飲食店において営業時間を 20 時までとしていただくよう要請する。また、カラオケ設備の利用を行わないよう要請する。これらは、特措法 24 条第 9 項に基づく要請である。
- ・また、すべての事業者の皆様に、ローテーション勤務やテレワークの推進により、地域や業務の特性も踏まえ、出勤者の 7 割削減に取り組んでいただくようお願いする。
- ・感染防止対策の周知徹底として、労働局や経済団体においては、県内の事業所に対して、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業者に対して、指導監督をお願いする。また、感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対する丁寧な周知や、地方出入国管理局等の窓口における啓発の強化等をお願いする。
- ・イベント開催については、上限人数を 5,000 人とする。
- ・三重県まん延防止等重点措置は、これまで取り組んできた三重県緊急警戒宣言の取り組みを引き継いでいる部分があり、以上は主な変更点について説明をおこなった。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。
(質疑なし)
- ・それでは、「三重県まん延防止等重点措置」の重点措置を講じる区域及び措置内容を決定する。

事項 3 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・事項 3、各部からの報告事項について、報告事項のある部局はお願いする。

(報告事項なし)

事項4 知事指示事項

(日沖危機管理統括官)

- ・次に知事から指示事項をお願いする。

(鈴木知事)

- ・本県にまん延防止等重点措置の適用が決定されたことは、我々の強い危機感が政府に届いたものであるが、県民の皆さんや事業者の皆さんに対して、今まで以上に厳しいお願いや要請を行うことになるため、極めて重く受けとめ、取り組みを進めなければならない。
- ・取り組みの効果を確実に発現させ、感染を何としても押さえ込んでいくために、県民の皆さん一人ひとりにご協力いただき、県として総力を挙げて、オール三重で、市町や関係機関と緊密に連携をして、高い緊張感を持って取り組んでほしい。
- ・さらに、各部局のあらゆるネットワークを駆使して、県民の皆さんに速やかに周知をして、ご協力いただけるようお願いしてほしい。
- ・指示事項は6点。
- ・1点目、県内全域での飲食店の営業時間短縮要請の延長に加え、重点措置区域内の飲食店に対しては酒類の提供を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった、命令・罰則があるものも含めた新たな要請を行う。漏れのないよう周知を徹底、協力をお願いするとともに、問い合わせには相談窓口で丁寧に対応すること。
- ・2点目、全国的な度重なる要請で、すでに県内のあらゆる業種の事業者は大きな影響を受けている中、さらに「三重県まん延防止等重点措置」での協力要請を行うことになる。事業者に寄り添った有効な支援策を早急に検討するとともに、既にある支援策も周知を改めて徹底するなど着実に実施すること。
- ・3点目、「三重県まん延防止等重点措置」で厳しいお願いをする以上、県としても医療提供体制やまん延防止に向けた取組に全力を尽くしていく。病床確保や宿泊療養施設の確保、検査体制の強化、ワクチン接種体制の整備など、県の実施する対策について、早急に取りまとめ、一定のものについて10日の本部員会議で報告すること。
- ・4点目、感染拡大防止のためには、日中も含め人の流れを十分に止めていく必要がある。事業者に対する出勤者削減の協力要請について、関係団体等も通じて、地域や業種など特性を踏まえながら今一度周知徹底すること。

併せて、県庁においても必要な行政機能を維持したうえで、出勤者の削減と接触機会の低減に向けて取り組むこと。

- ・ 5点目、外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。

その際には、国の関係機関に対しても情報発信の充実等を要請するとともに、スムーズな情報共有の仕組みの構築に努めること。

- ・ 6点目、感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様に賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。
- ・ 以上、県庁の職員も率先して取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- ・ 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応を行うこと。
- ・ 以上で第34回新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。